

令和3年11月4日

保護者の皆様

松島町教育委員会
教育長 内海 俊行
松島町立松島中学校
校長 永沼 昌一

新型コロナウイルス感染症対応について（お知らせとお願い）

晩秋の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より学校教育に関しまして御理解と御協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、10月に入り感染拡大も収束の傾向となっておりまいりました。10月31日をもって本県のリバウンド防止徹底期間が終了となったこと、そして県内のまん延の状況等を鑑み、「出席停止」の扱いや教育活動を下記のとおり変更しますので御理解、御協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、学校でも手洗いや手指消毒、マスク着用等の感染予防について指導してまいりますので、引き続きご家庭でも声掛けをよろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症に係る「出席停止」扱いについて（令和3年11月1日から）

- 以下のような場合、出席停止扱いとします。7が、変更点となり、同居家族に発熱等の風邪症状が見られた場合の自宅待機は不要といたします。ただし、登校に不安がある場合は学校にご相談ください。

	出席停止になる場合	出席停止の期間
1	感染した場合（陽性反応等）	保健所により退院の基準を満たしたと判断されるまでの間
2	保健所により濃厚接触者と判断された場合	保健所からの指示による期間 （概ね最後に濃厚接触した日の翌日から起算して2週間を経過するまでの間）
3	保健所により、接触者等として検査対象と判断された場合	検査の結果が判明するまでの間
4	医療機関を受診し、医師により検査対象と判断された場合	検査の結果が判明するまでの間
5	同居家族が2、3または4に該当することが判明した場合	同居家族の検査の結果が判明するまでの間
6	発熱等の風邪症状が見られる場合 （発熱、頭痛、腹痛、咽頭痛、体のだるさ等）	症状が見られなくなるまでの間 ※1
7	同居家族に発熱等の風邪症状が見られる場合	同居家族の症状が見られなくなるまでの間

※1 病院で受診して新型コロナウイルス感染症以外の診断が出た場合は、その診断による欠席扱いとします。それまでは、出席停止扱いとします。

2 学習について

今後の感染状況を鑑み、感染予防対策を徹底した上で、通常の活動を目指して行きます。

3 部活動について

引き続き感染予防対策を徹底した上での活動とします。

練習試合等に関しては、対戦相手の地域や近隣地域の流行状況を確認し、実施します。